

第3次 五島市 食育推進計画

ご

ごはんを中心に

と

島民の食卓を

う

海の幸、山の幸で豊かにします

令和3年3月
五島市



はじめに

「食」は、生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな人間性を育みます。

本市では、食育を総合的に推進するため、平成23年に「五島市食育推進計画」、平成28年に「第2次五島市食育推進計画」を策定し、市民の皆様や関係団体の皆様とともに、地域における食育の推進に取り組んでまいりました。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、不規則な食生活、塩分の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏り、生活習慣病の増加や高齢者の低栄養など、食を取り巻く様々な健康問題が生じています。その一方で、健康志向や地産地消、食品の安全性に対する関心は高まっています。

このような食をめぐる環境変化の中、これまでの取組や事業を評価し、市民一人ひとりがライフスタイルに合わせた望ましい生活習慣を身に付け、実践に繋げることができるよう、「第3次五島市食育推進計画」を策定しました。本市の恵まれた自然環境を活かし、食を通じて健全な心とからだを育むことを基本理念に掲げ、引き続き「健全な身体」「豊かな心」「元気な地域」を育むことを基本方針に食育を推進してまいります。

今後はこの計画に基づき、市民、関係団体、関係機関等の方々と連携・協働し、食育を推進してまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました五島市食育推進会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。



令和3年3月

五島市長 **野 口 市太郎**

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	食を取り巻く現状と課題	
1	社会環境の変化に伴う食環境の変化	3
2	本市の農林水産物と食文化	8
3	地産地消をめぐる現状	9
第3章	第2次食育推進計画の成果と課題	11
第4章	第3次食育推進計画の基本方針	
1	基本理念・「食育スローガン」	12
2	基本方針	13
3	基本施策	14
第5章	食育推進にあたっての具体的な取組	
1	家庭における食育の推進	16
2	保育所・認定こども園・学校における 子どもの成長に応じた食育の推進	17
3	地域における食生活の改善に向けた取組の推進	18
4	生産者と消費者との交流促進と食文化の継承	19
5	地産地消の推進	20
6	食の安全確保の推進	21
第6章	計画の推進体制と目標指標	
1	計画の推進体制	22
2	関係者の役割	23
3	食育推進のための目標指標	24
	参考資料	25

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成17年6月に「食育基本法」が制定され、五島市では、平成23年3月に「五島市食育推進計画」、平成28年3月に「第2次五島市食育推進計画」を策定し、関係機関、団体等と連携しながら、食育を進めてきました。

これまでに保育所、認定こども園、学校における取組の充実をはじめ、幼児のむし歯保有数の改善、ホームページによる情報提供、地産地消の推進等を行い、食育の取組が着実に推進されています。

しかしながら、朝食の欠食、野菜の摂取不足等の栄養バランスの偏りや食生活の乱れなど、改善が見られない状況が続いており、市民一人ひとりが食に関する知識や選択する力を身につけ、健康的な食習慣の実践につなげていくことが重要です。

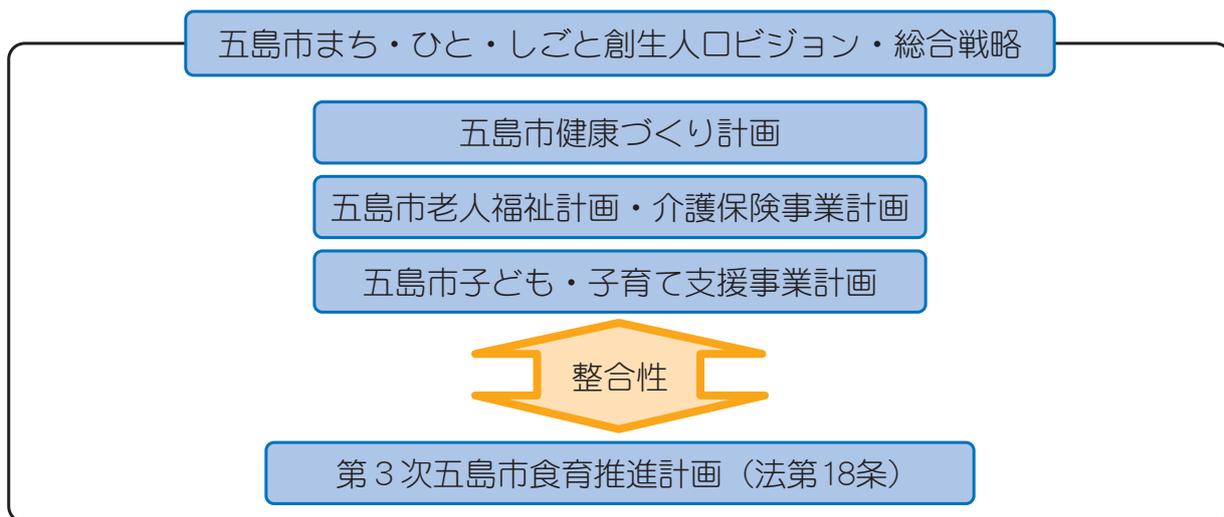
そこで、社会情勢や環境の変化、国の食育施策の動向をふまえ、本市のこれまでの食育の取組の成果を評価・検証し、「第3次五島市食育推進計画」を策定します。

本市の恵まれた自然環境や四季折々の食材、多彩な食文化を生かした食育と地産地消の取組を進めるために、この計画に基づき、市民と一体となった食育の推進を図ることとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として、位置づけます。

なお、本計画は、国や県の食育推進計画および既存関連計画等との整合性をとり、連携を図りながら、食育の取組を効果的に推進していきます。



食育基本法 第18条 第1項

市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを行います。

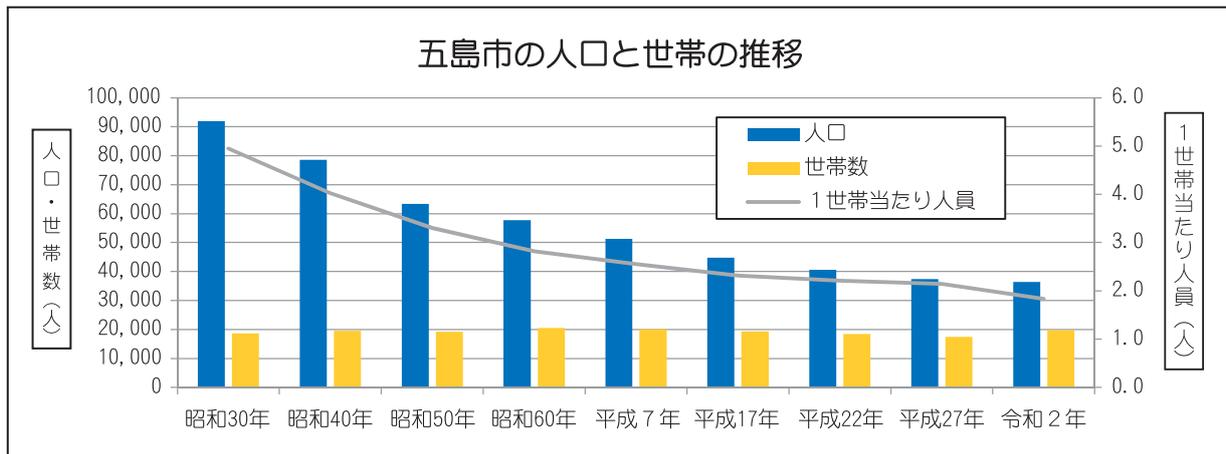
第2章 食を取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化に伴う食環境の変化

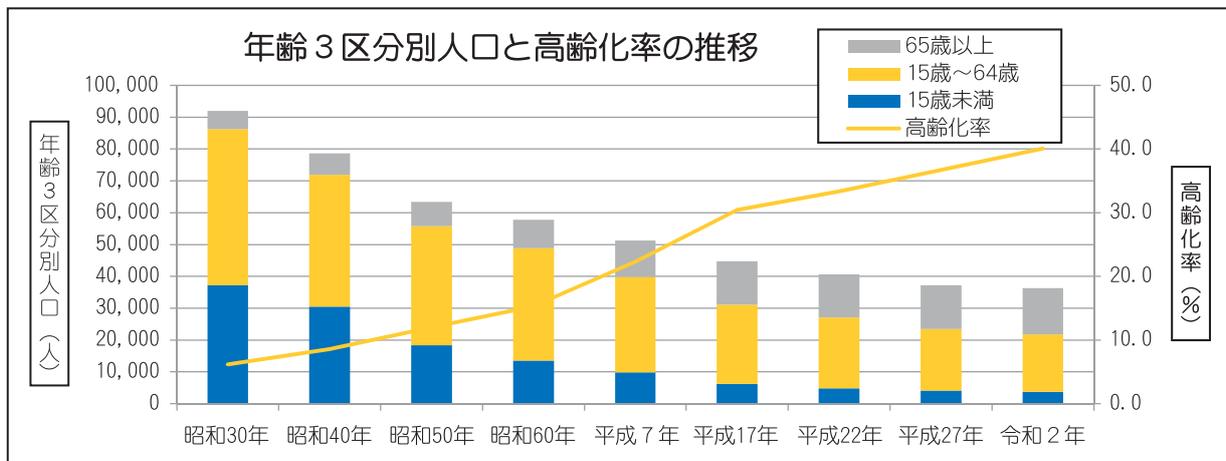
① ライフスタイルの変化

五島市の人口は36,335人となり、年々減少しています。世帯数は19,803世帯で大きな変化はありませんが、1世帯当たりの人員は1.8人となり、核家族化が進んでいます。(住民基本台帳：令和2年9月末日)

年齢構成の割合については、年少人口（15歳未満）10.2%、生産年齢人口（15歳～64歳）49.7%、高齢人口（65歳以上）40.1%となっており、少子高齢化が進んでいます。



昭和30年～平成27年：国勢調査、令和2年：住民基本台帳（9月末日現在）



昭和30年～平成27年：国勢調査、令和2年：住民基本台帳（9月末日現在）

② 朝食の摂取状況

幼児の朝食

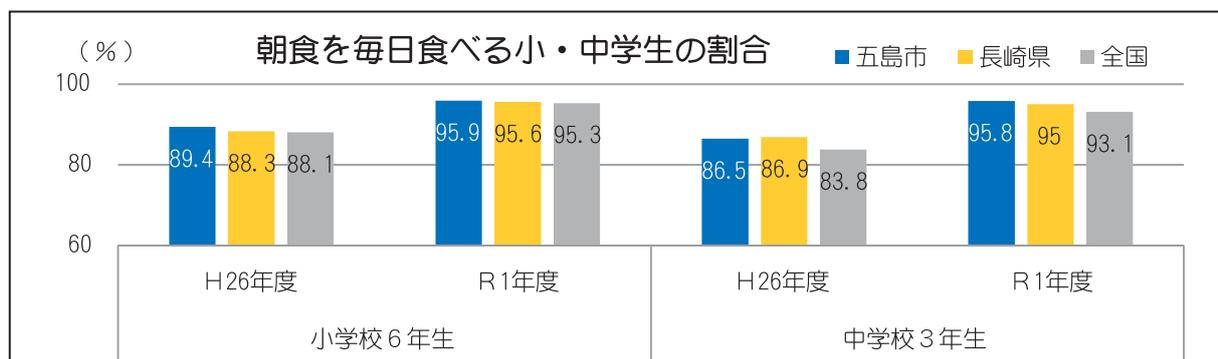
朝食に「主食・主菜・副菜」をそろえて、バランスよく食べる幼児の割合は、令和元年度58.9%（126人）で改善傾向です。今後も子育て世代の健全な食生活の実践にむけて継続的な取組が必要です。



3歳児健康診査結果

児童・生徒の朝食

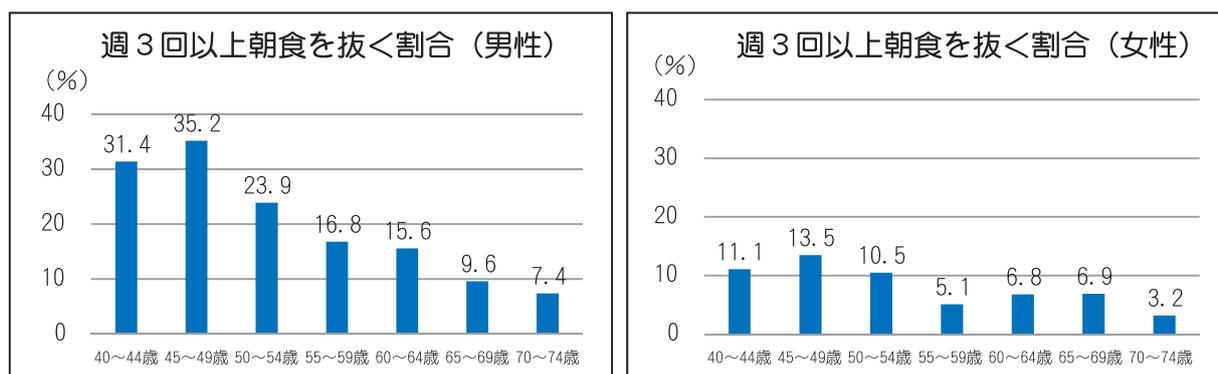
朝食を毎日食べる小・中学生の割合は、計画的な推進により前回と比較して、小学校6年生、中学校3年生ともに改善がみられます。今後も継続的な取組が必要です。



全国学力学習状況調査

大人の朝食

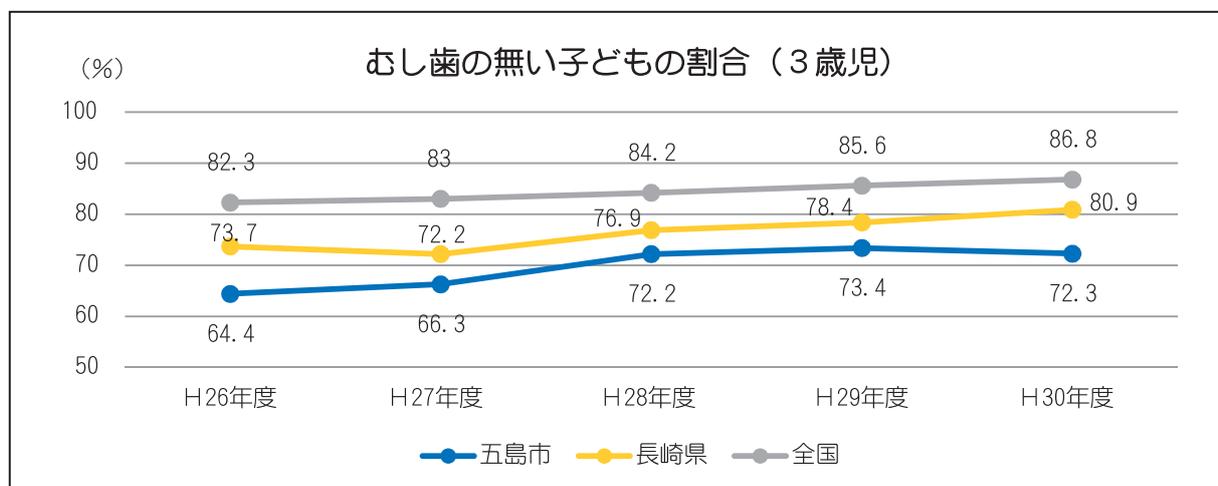
特定健診結果では、40歳代男性の朝食欠食の割合が高い状況にあります。生活習慣病を予防するために朝食をとることが必要です。



令和元年度特定健診結果／長崎県国民健康保険団体連合会・厚生労働省

③ 幼児期におけるむし歯の状況

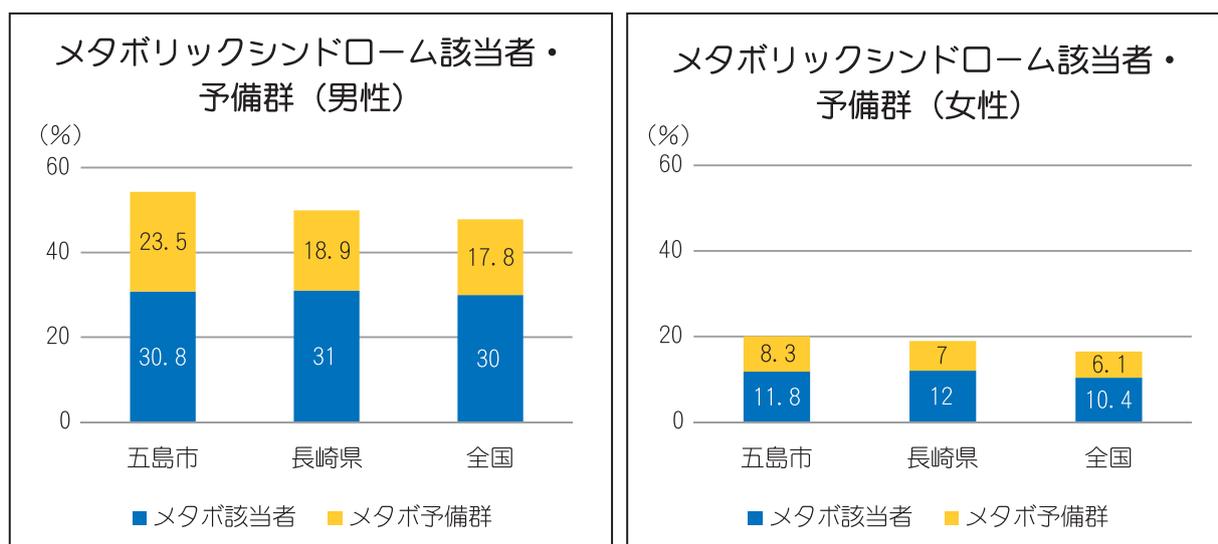
平成30年度の3歳児健康診査時のむし歯の無い子どもの割合は、72.3%（167人）で改善傾向ですが、全国平均と比較すると、さらに改善する必要があります。



3歳児健康診査結果

④ 生活習慣病の状況

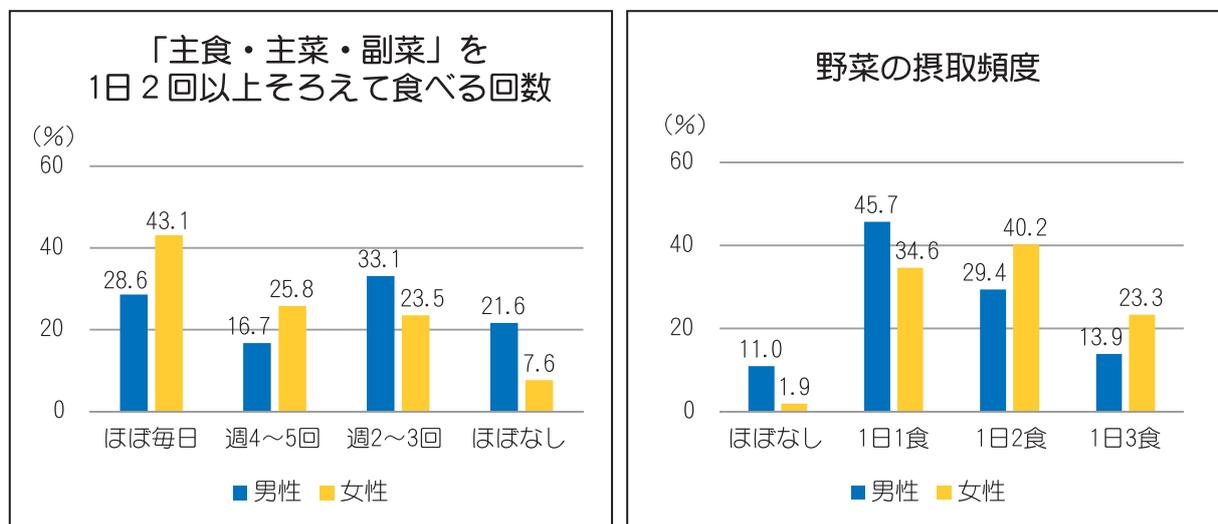
特定健診結果を見ると、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は、全国、長崎県に比べて高い状況です。今後、メタボ該当者または予備群にならないための取組が必要です。



令和元年度特定健診結果／長崎県国民健康保険団体連合会・厚生労働省

⑤ 食習慣の状況

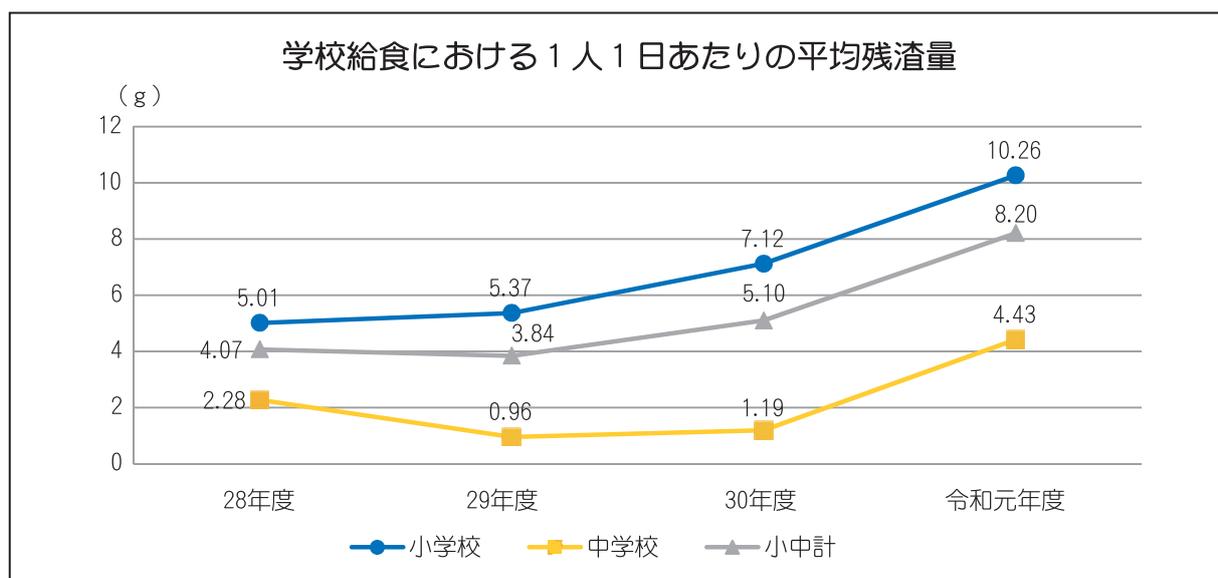
男性は女性に比べ、栄養バランスがよい食事（「主食・主菜・副菜」を1日2回以上そろえて食べる）の回数が少なく、野菜の摂取頻度も少ない状況です。生活習慣病予防のために食生活の改善が必要です。



平成29年度五島市食生活実態調査

⑥ 学校給食における残渣量

学校給食では、給食の残渣量の増加がみられることから、家庭や学校給食において「もったいない」と感じる気持ちを育み、「食べ物に感謝する」こころを身につける取組が必要です。

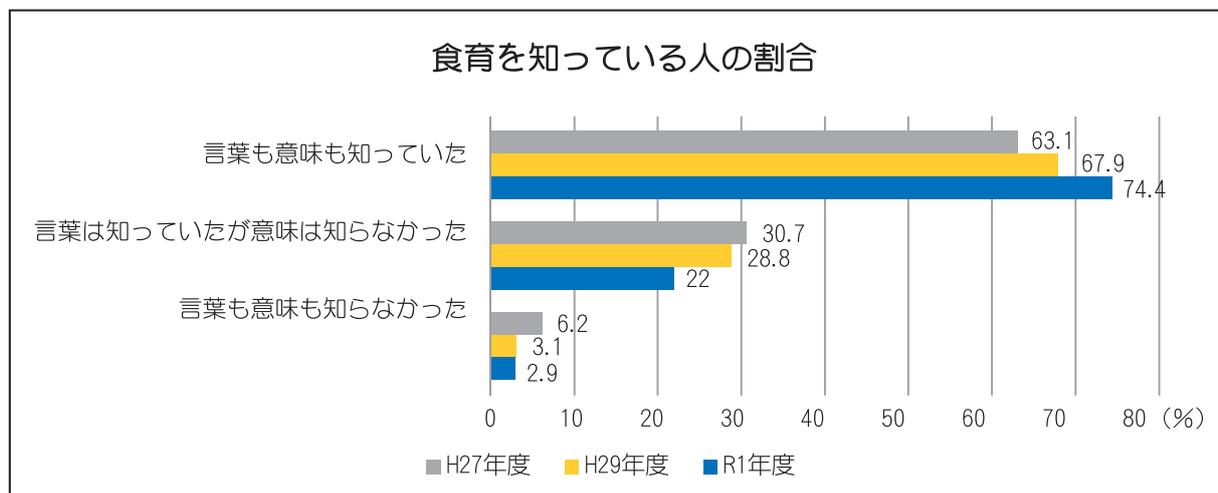


学校給食残渣量調べ／五島市学校給食センター調査

⑦ 食育について（令和元年度 食育アンケート結果）

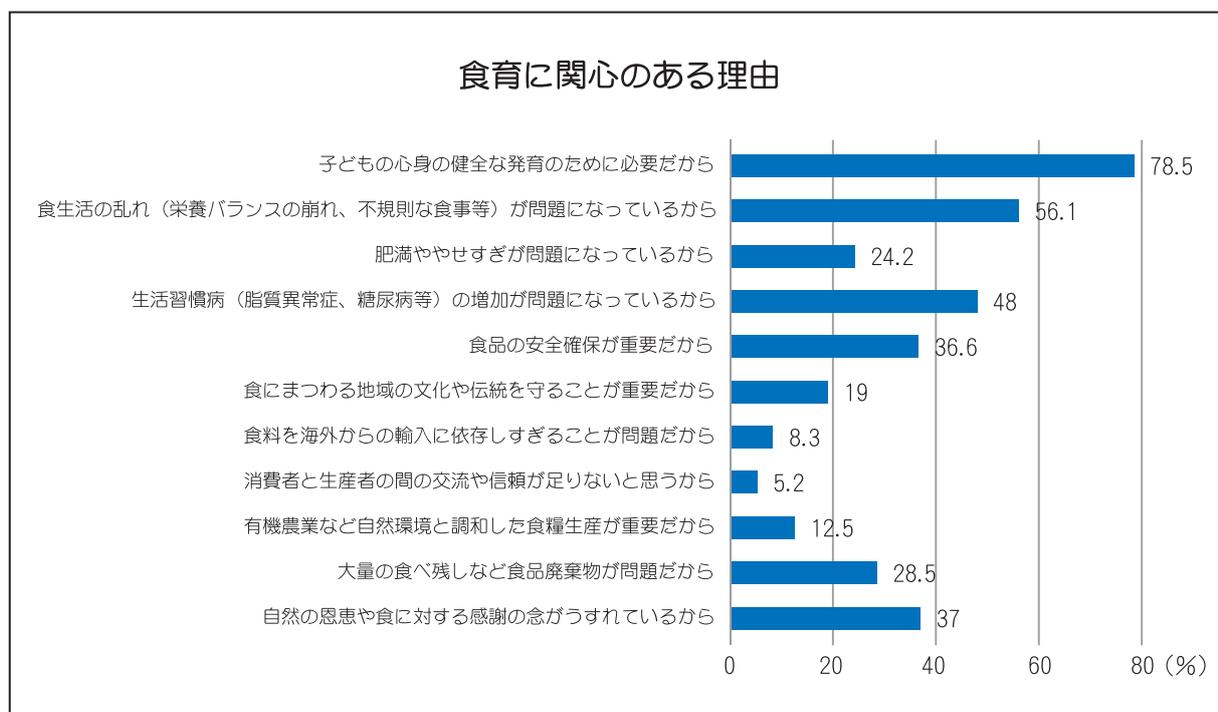
●あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていますか。

市民が「食育という言葉や意味を知っている」割合は改善傾向です。今後も啓発活動に取り組みます。



●あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。

市民が「食育」に関心のある理由、1位：子どもの心身の健全な発育のため、2位：食生活の乱れ、3位：生活習慣病の増加



2 本市の農林水産物と食文化

○農林水産業

① 地域の特性を活かした農業の展開

本市は、長崎県の西方海上100kmに位置し耕地に占める水田率は30.7%と低く、農業は畑作中心の農業経営形態であり、肉用牛、葉たばこ、米が主幹作物となっています。近年は温暖な気候を活かしたブロッコリー、高菜、アスパラガス、レタス、スナップエンドウ、中玉トマト等の産地化を進めています。

第1次産業である農林水産業の総生産額は約82億円、人口1人あたりの総生産額は951万円（令和元年度）になっています。

② 豊かな海から恵まれる水産物

好漁場に恵まれた本市では、古くから一本釣り・はえ縄漁業を中心とし、沿岸では定置網漁業や養殖業、沖合では中型まき網漁業など様々な漁業が展開され、アジ、キビナゴ、ブリ、イサキ、クエなど四季折々の旬の魚を漁獲してきました。近年ではクロマグロの養殖も始まり、生産量も順調に増加しています。

③ 食文化の継承

本市の食文化は四季折々の海の幸・山の幸を利用した伝統料理や郷土料理を形成してきましたが、ライフスタイルや食習慣の変化に伴い、伝統的な味が失われつつあります。

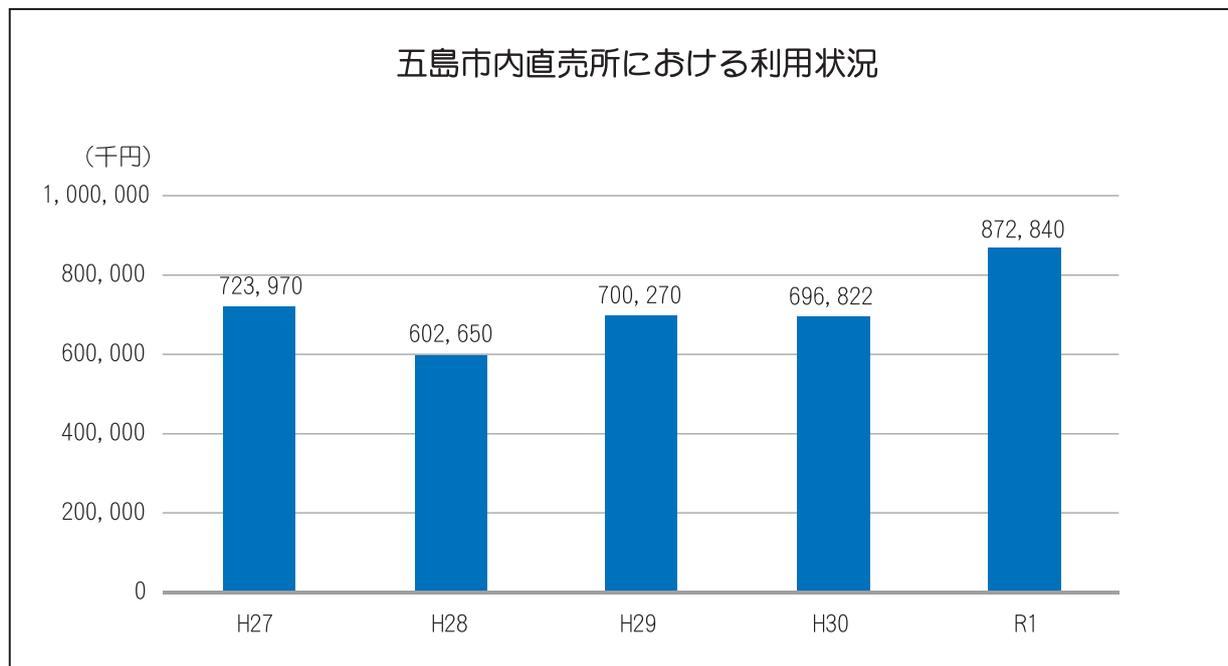
この伝統を次代の担い手である若年層に継承する必要があります。

① 農林水産物直売所の動向

令和元年度の年間販売額は全店舗累計で872,840千円となっています。

直売所の数は、固定化傾向にあるものの、その販売額は平成27年度と比較すると約150,000千円増えています。

また、食育アンケートの四季折々の新鮮な農水産物の需給を求める意見結果から直売所のニーズは高いと考えられます。

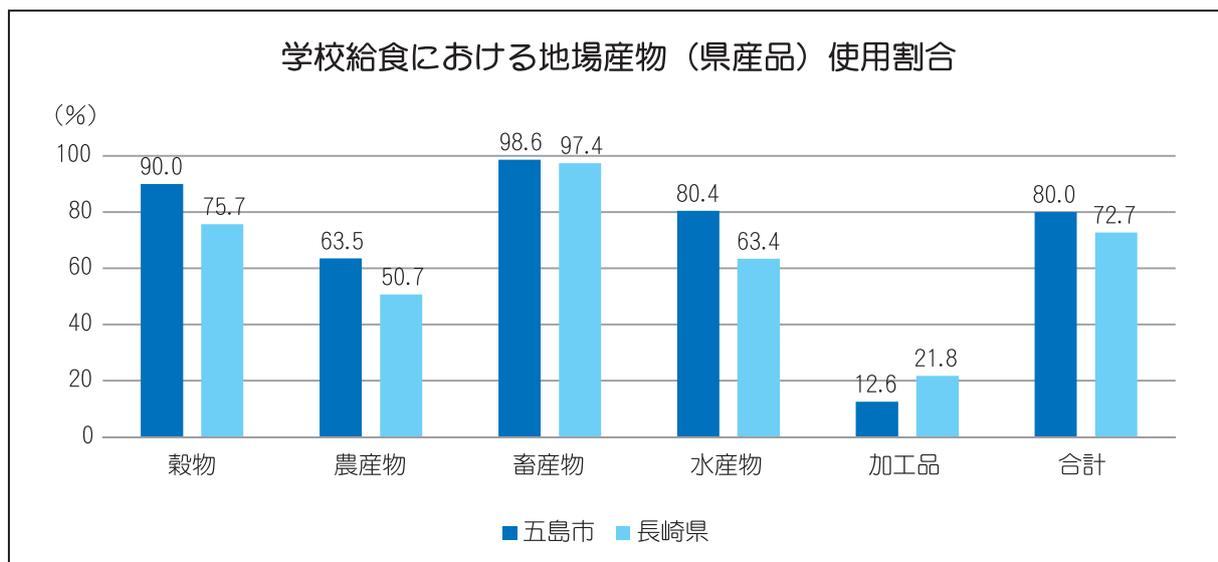


長崎県直売所等による起業活動実態調査

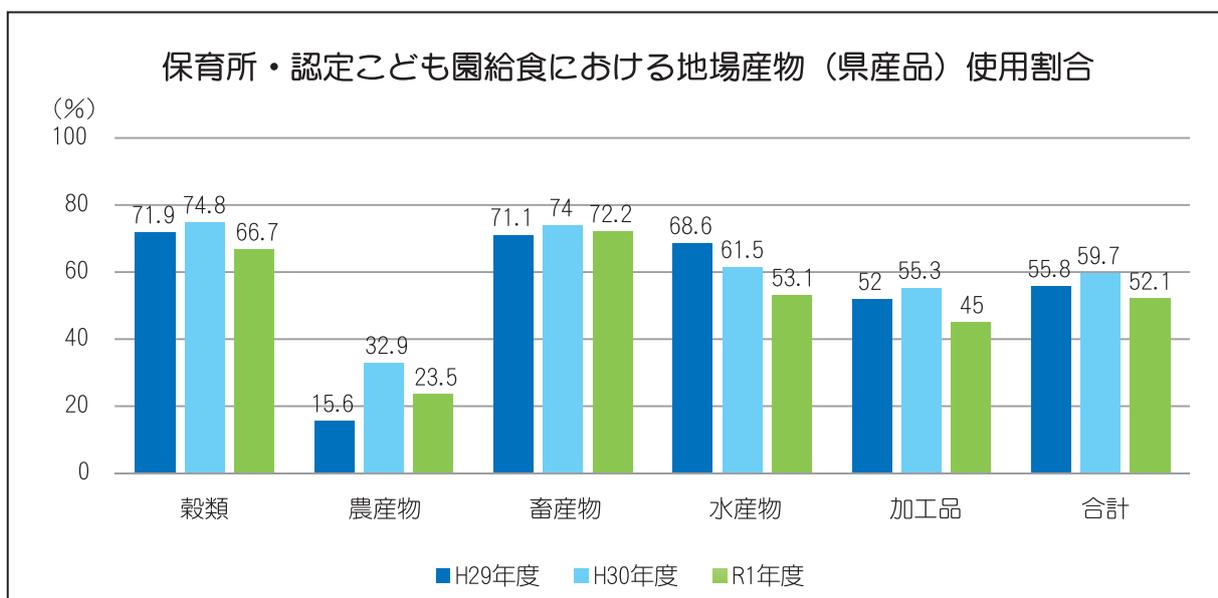
② 学校・保育所給食における地場産物の活用状況

学校給食における県産品使用割合（重量比）について、五島市は令和元年度80.0％で長崎県平均は72.7％であり、県平均を上回っている状況です。

給食における地場産物の活用状況を項目別にみると、学校・保育所ともに農産物が他の項目より特に低い状況にあります。給食に地元農産物を提供できる環境整備に努め、地場産物の利用を促進します。



地元産利用状況調査(11月・2月)／五島市学校給食センター



地元産利用状況調査(11月)／市内保育所・認定こども園

第3章 第2次食育推進計画の成果と課題

第2次計画の数値目標は17項目を設定し、その目的達成に向けて関係機関と連携し取り組んできました。そのうち、8項目が「目標達成」、3項目が「改善傾向」となり約7割の改善がみられました。しかしながら3項目が悪化しており、3次計画においてさらに取り組む必要があります。

五島市食育推進計画における目標値及び現状値と評価

項目	策定時 (H26年度)	R1年度	目標 (R2年度)	達成度
1 家庭における食育の推進				
朝食を毎日食べる小・中学生の割合	小学6年生89.4% 中学3年生86.5%	95.9% 95.8%	100%に近づける 100%に近づける	○
3歳児健診の1人あたりのむし歯	1.39本	0.78本	1本	◎
バランスよく朝食を食べる幼児の割合 (3歳児)	44.4%	58.8%	60.0%	○
2 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの成長に応じた食育の推進				
学校給食の1人1日当たりの平均残渣量	8.08g	8.2g	6.0g以下	×
1学級あたりの栄養教諭及び栄養職員の 1年間の食育指導訪問平均回数	年間1～2回	7.8回	年間3回	◎
「食育だより」等の発行	年間1～2回	保育園9.6回 学校11.2回	年間3回	◎
3 地域における食生活の改善に向けた取組の推進				
食育に関する認知度 (意味も言葉も知っていた)	63.1% (H27)	74.4%	80.0%	○
主食・主菜・副菜がそろった食生活が概ね 出来ている人の割合	77.2% (H27)	68.4%	80.0%	△
「朝食を抜くことが週3回以上ある」市民 の割合	男性(40～44歳) 26.3%	30.3%	20%以下	×
	女性(40～44歳) 24.5%	8.7%	20%以下	◎
食生活改善推進員の人数	39名	47名	60名	△
4 生産者と消費者との交流促進と食文化の継承				
農林水産物利用を進めるための体験の回数	5回	18回	12回	◎
グリーンツーリズム等の民泊利用数	382人	5,207人	5,000人	◎
5 地産地消の推進				
学校給食における地場産物(野菜)利用量割合	56.6%	45.4%	65%以上	×
直売所の年間販売額	723,970千円	872,840千円	750,000千円	◎
6 食の安全確保の推進				
カネミ油症の実態を知っている市民の割合	95.9%	80.9%	100%	△
食品の安全性に関する情報発信する回数	4回	15回	10回	◎

達成度 ◎ 目標達成
○ 達成傾向にある
△ 変化なし
× 悪化の傾向にある

第4章 第3次食育推進計画の基本方針

1 基本理念

第2次五島市食育推進計画において基本理念とした「ごとうの豊かな恵みを活かし食を通じて健全な心とからだを育む」を第3次計画においても継承していきます。

食べることは生きること。私たちは毎日食事をして生活をしています。そして、その食事は、生涯にわたって大切な心と身体を育み、次の世代を育てていきます。

五島市の恵まれた自然環境を活かし、家庭だけでなく保育所や認定こども園、学校、地域、食に関わるあらゆる関係機関・団体等との連携により、市民が生涯にわたって間断なく食育運動を展開し、食を通じて健全な心身を育み、豊かな人間性と元気な地域づくりを目指します。

ごとうの豊かな恵みを活かし
食を通じて健全な心とからだを育む

「食育スローガン」



ごはんを中心に

米を中心に、栄養バランスが優れた「日本型食生活」を実践し、「早寝・早起き」など生活のリズムを整え、しっかりと朝食を食べましょう。



島民の食卓を

食に関する正しい知識や選択する力を身につけ、家族や友人と一緒に食卓を囲み、心身の健康と豊かな人間性を育みましょう。



海の幸、山の幸で豊かにします

豊かな自然の恵みに感謝し、五島でとれる食材に関心をもち、大切に作る心を育てましょう。

2 基本方針

食育は幅広い分野に関わるものです。

そこで、本市が目指す食育を3つの基本方針にまとめ、計画的に進めていきます。

基本方針1 健全な「身体」を育みます

生涯にわたる健康づくりの基盤は、乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成にあります。食育を実践する基本の場である家庭を中心に、「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣や食習慣の実践を促し、健全な「身体」を育みます。

基本方針2 豊かな「心」を育みます

「食べる」ことは自然の恩恵や食べ物の命によって成り立ち、生産者を始めとして多くの方の苦労や努力によって支えられています。

食の体験活動を通じてマナーを身につけ、食べ残し、買い過ぎ、作り過ぎをなくし、限りある資源を大切に感謝の心、豊かな「心」を育みます。

基本方針3 元気な「地域」を育みます

消費者と生産者の交流を進めることにより両者の理解が深まり、生産者は安全・安心な食品提供に対する責任感が増すとともに、消費者は産地への愛着心や安心感が深まります。そのような相互の理解は、地場産物の消費を拡大させ、地元の農林水産業の活性化にもつながります。

地元生産者との距離を縮める取組、消費者と生産者の信頼を深めるための地産地消を推進し、元気な「地域」を目指します。

基本理念の実現と基本方針の達成に向けて、次の6つの基本施策を柱に、14の取組項目を定め、計画的に取り組んでいきます。

1 家庭における食育の推進

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得
- (2) 食卓を通じて次世代に伝え、つなげる食育の推進

2 保育所・認定こども園・学校における 子どもの成長に応じた食育の推進

- (1) 保育所・認定こども園における食育の推進
- (2) 学校における食育の推進

3 地域における食生活の改善に向けた取組の推進

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 食育に関する人材の育成
- (3) 継続的な食育運動の展開

4 生産者と消費者との交流促進と食文化の継承

- (1) 地域資源を活用した食育の促進
- (2) 食文化継承の促進

5 地産地消の推進

- (1) 地産地消の情報発信
- (2) 地場産物の消費拡大
- (3) 直売所の利用促進

6 食の安全確保の推進

- (1) カネミ油症事件を教訓とした取組
- (2) 食品に関する情報提供

基本理念

ごとうの豊かな恵みを活かし 食を通じて健全な心とからだを育む

～食育スローガン～

🔄 ごはんを中心に 🍷 島民の食卓を 🌊 海の幸、山の幸で豊かにします

基本方針1

健全な「**身体**」を育む

基本方針2

豊かな「**心**」を育む

基本方針3

元気な「**地域**」を育む

基本施策（6つの柱）

1 家庭における食育の推進

2 保育所・認定こども園・
学校における子どもの成長
に応じた食育の推進

3 地域における食生活の改善
に向けた取組の推進

4 生産者と消費者との交流
促進と食文化の継承

5 地産地消の推進

6 食の安全確保の推進

具体的な取組

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得
- (2) 食卓を通じて次世代に伝え、つなげる食育の推進

- (1) 保育所・認定こども園における食育の推進
- (2) 学校における食育の推進

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 食育に関する人材の育成
- (3) 継続的な食育運動の展開

- (1) 地域資源を活用した食育の促進
- (2) 食文化継承の促進

- (1) 地産地消の情報発信
- (2) 地場産物の消費拡大
- (3) 直売所の利用促進

- (1) カネミ油症事件を教訓とした取組
- (2) 食品に関する情報提供

第5章 食育推進にあたっての具体的な取組

1 家庭における食育の推進

家庭は基本的な生活習慣、心身の健康の増進、豊かな人間性を育む基本の場です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新たな日常」は、家族で食を考え、食生活を見直す機会となっており、家庭での食育の重要性が高まっています。市民一人ひとりが自分や家族の問題として望ましい食習慣を送ることができるよう支援します。

【具体的な取組】

(1) 望ましい食習慣や知識の習得

① 妊産婦や子育て世代への望ましい食習慣の啓発

妊産婦の時期から食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、母親教室や乳幼児健康診査・健康相談、離乳食教室などを通じて、栄養・食生活に関する相談や支援を行います。

② 学童・思春期への望ましい食習慣の啓発

学童・思春期は、基本的な生活習慣、食習慣が形成される時期です。家庭を中心に家族や友達と楽しい食の体験をすることで、食に興味を持ち、食の大切さを学び、自分に必要な食を選択できるよう支援します。

③ かむ力を育てる歯科保健活動の実施

おいしく食事をするために、乳児期からかんで食べる力の発達を支援します。特に、かむ力を低下させるむし歯を予防するため、定期的な健康診査やフッ素塗布を実施します。

また、フッ化物洗口を保育園・認定こども園（4歳以上）、小学生、中学生の希望者へ実施します。

(2) 食卓を通じて次世代に伝え、つなげる食育の推進

① 家庭や地域での共食の推進

家族や友人などと「共食」をする（食卓を囲む）ことで食の楽しさを実感するだけでなく、規則正しい食生活を送ることができます。また、豊かな心を育むとともに、食習慣、マナー、文化などを習得する場にもなります。家庭や学校、地域などあらゆる場で「共食」を増やす取組を行います。

保育所・認定こども園・学校における様々な体験や給食は、子どもが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食の大切さや自然のすばらしさを学ぶことができる「生きる教材」になります。

保育所・認定こども園・学校等と連携を図り、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

【具体的な取組】

(1) 保育所・認定こども園における食育の推進

① 発達段階に応じた指導の推進

年代に応じた計画目標を作成し、発達段階に応じた食育指導を実施するとともに、親子料理教室を開催し食育の推進を図ります。

② 体験活動・給食等を通じた食育の推進

農作物の栽培・収穫や料理教室など体験活動や給食等を通じて、食材や生産者への感謝の心を育むとともに、基本的な食事マナーの定着を図ります。

③ 家庭・地域と連携した食育の推進

給食便り等を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等への参加交流により郷土料理等の食文化や地域食材の理解を深めます。

(2) 学校における食育の推進

① 学校教育活動を通じた指導体制の充実

学校の年間食育計画を作成し、指導体制の充実を図るとともに、給食における指導を積極的に行います。

② 指導者の資質向上と食育指導の充実

栄養教諭や学校栄養職員等の専門職員や生産者等の地域人材を活用し、学校の実状に応じた相談・指導により指導者の資質向上や食育指導の充実を図ります。

③ 家庭・地域と連携した食育の推進

献立表の配布や給食便り等の発行を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等への参加交流により郷土料理等の食文化伝承や地域食材の理解を深めます。

生涯にわたって健康な食生活を送るために、一人ひとりの健康状態や生活環境に配慮した食育を推進することが必要です。関係機関や団体と連携し、地域での食育を推進します。

【具体的な取組】

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

① 若い世代（青年期）への望ましい食習慣の啓発

親から独立し生活が大きく変化する中で、朝食をとらなくなる、野菜を食べる頻度が減るなど、健康的な食習慣の意識が低下する傾向があります。食生活の自己管理ができるよう情報発信を行います。

② 生活習慣病の予防・改善のための食育の推進

健康診査の受診推進や結果に基づき、一人ひとりの健康状態に応じた食生活が送れるよう情報提供や支援を行います。

③ フレイルの予防・改善のための食育の推進

加齢に伴う活動量の変化や食べる機能の低下により食事量が低下し、低栄養状態に陥りやすくなります。高齢者が健康で生き生きと生活していくために必要な食生活の支援を行います。

(2) 食育に関する人材の育成

① 食生活改善推進員の育成

地域での食生活改善の取組を推進するため、食生活改善推進員の養成及び育成を行い、食生活改善推進協議会と連携した食育活動を行います。

(3) 継続的な食育運動の展開

① 地域における食育に関する情報提供の充実

市民一人ひとりが、望ましい食生活の実践ができるよう、市ホームページや広報誌等を通じて食生活に関する情報発信を行います。

また、食育や地産地消の関心や理解を図るため「食育スローガン」の普及や6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に合わせて啓発活動を行います。

本市の地域資源を活用して生産者と消費者の交流を通じた体験学習を推進します。
また、伝統的な食文化を継承し、生きた教材として活用されるよう普及促進を図ります。

【具体的な取組】

(1) 地域資源を活用した食育の促進

① 子どもの体験活動の確保

子どもの農林漁業体験の機会を確保し、地域資源を活用した体験学習を推進します。

② グリーンツーリズム等の推進

グリーンツーリズム等を推進し、農林水産業の体験学習や農家民泊等による都市と農山漁村との交流を推進します。

③ イベントを通じた市民と農林漁業関係者の交流促進

市や各団体等の主催するイベント等を通じて農林漁業関係者と市民との交流を促進し、市民の理解を深めます。

④ 料理教室の積極的な開催

地場産物を活用した料理教室や体験学習会等の自主活動について支援します。

(2) 食文化継承の促進

① 郷土料理、伝統料理の普及促進及び情報提供

各地に伝わる郷土料理や行事食、伝統料理などの食文化を次世代に継承するため、生活研究グループ等の料理教室、市ホームページ、広報誌等を通じて情報提供及び普及を図ります。

② 給食への郷土料理の導入促進

給食（保育所・学校等）への郷土料理の導入を積極的に推進します。

③ 自主活動に対する支援

各種団体や生活研究グループ等による地域の食文化の継承に寄与する自主的な活動や農林漁業学習等について支援します。

地場産物の安定的な販売・利用を図るため、販売拠点となる直売所のPRを進めるとともに、学校給食、各種施設等への利用促進や地場産物を利用した加工品のPR・開発等を推進します。

【具体的な取組】

(1) 地産地消の情報発信

① 農林水産物に関する情報発信

本市の旬な農産物情報を市ホームページや広報誌等を活用し情報発信し、消費者の購買意欲を高めます。

② 関係者のネットワークづくり

学校給食への地場産物の供給を円滑に行うため、学校、農林漁業者、販売業者等の関係者によるネットワークづくりを推進します。

(2) 地場産物の消費拡大

① 学校・保育所給食での地場産物の利用促進

給食等に旬の地場産物の利用を促進し、PRと消費拡大に努めます。

② 飲食店、宿泊施設等での地場産物の利用促進

飲食店、宿泊施設等に旬の地場産物の利用を促進し、PRと消費拡大に努めます。

③ 地場産物を利用した魅力ある商品の開発支援

地場産物を利用した加工品のPR及び新たな加工品の開発等について支援します。

(3) 直売所の利用促進

① 生産者の確保と出荷の促進

直売所の品揃えや供給量の拡大を図るため、直売所への新規出荷者や自給的農家や定年帰農者など多様な担い手が、直売所への出荷者としてスムーズに参加できるように関係機関と連携を図ります。

② 直売所利用促進の普及啓発

農畜産物直売所のPR活動や生産者と消費者との交流イベント等を通じて普及啓発を図っていきます。

昭和43年10月、西日本一帯でPCB（有害化学物質ポリ塩化ビフェニール）に汚染された食用米ぬか油の摂取によるカネミ油症の発生が確認され、五島市でも多くの市民が被害に遭いました。このような被害が二度と起こることのないよう、食品の安全性に関する情報を提供し、市民が安心して生活できるよう支援します。

【具体的な取組】

（１）カネミ油症事件を教訓とした取組

① カネミ油症事件の次世代への継承

食の安全を脅かし、健康被害をもたらした「カネミ油症被害」について、学校等へ情報提供と学習会を開催し、食の安全に関する理解を深めます。

② 市民への情報発信と学習会の開催

カネミ油症被害を学ぶ学習会、「出前講座」及びダイオキシン類の毒性を抑える食生活を学ぶ「カネミ油症栄養セミナー」を開催します。

（２）食品に関する情報提供

① 食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報の発信

市民が食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報を適切に選択し、判断、行動ができるよう各種教室、市ホームページ、広報誌等を通じて情報を発信します。

第6章 計画の推進体制と目標指標

1 計画の推進体制

食育を具体的に推進するためには、関係機関・団体等の共通理解のもと、総合的に進めていく必要があります。

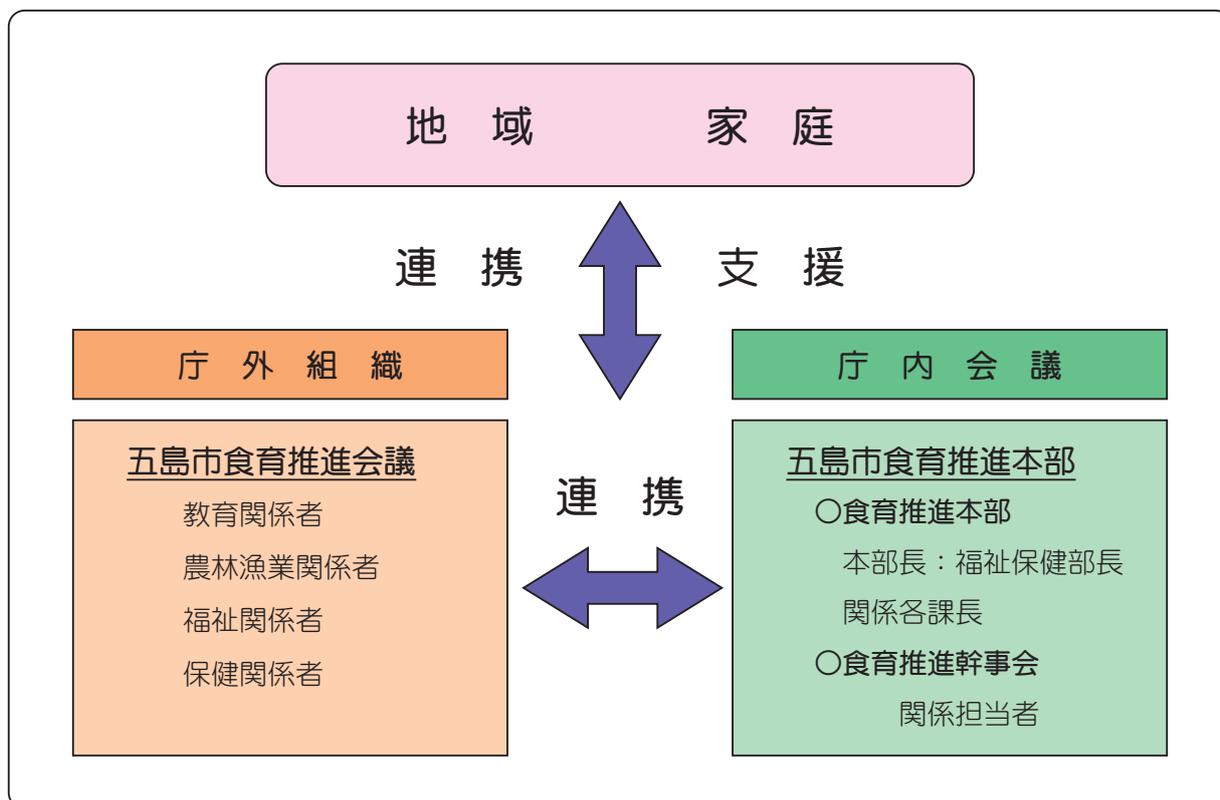
各領域に係る関係者が参画する体制を整えるとともに、庁内の連携を図り計画を推進します。

(1) 五島市食育推進会議

食育に関係する団体や機関の代表者で組織する「五島市食育推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握・評価を行うとともに、各団体間の情報交換や連携を促進します。

(2) 五島市食育推進本部（庁内組織）

庁内に「五島市食育推進本部」を設置し、本計画を着実に推進していくために、庁内の連携と継続した施策の推進を図り、進捗状況の把握、評価、再調整等を行います。



計画の推進にあたっては、市民、企業、団体、地域、行政がそれぞれの立場で、食育に主体的に取り組むことが必要です。それぞれが自らの役割を理解し、食育推進に取り組めます。

【家庭の役割】

家庭は、身近な食育の場であり、特に子どもたちが健全な食生活の習慣を身につけ、心身ともに健やかに育っていくうえで、大きな役割を担っています。また、家族で食に関する体験活動等に参加し、「食育」に対する関心や理解を深めることも大切です。

【保育所・認定こども園・学校等の役割】

保育所・認定こども園や学校は、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るうえで重要な役割を担っています。家庭や地域と連携を図りながら、関係者がさまざまな機会を活用して食の大切さや楽しみを実感できるよう、食育を計画的に推進することが必要です。

【地域・団体等の役割】

地域において「食育」を推進するためには、家庭や学校等における取組のほか、保健・医療関係者、生産者、食品関連事業者、ボランティア等による幅広い活動が求められます。

【市の役割】

市民とともに食育推進運動に取り組むために、教育、保健、福祉、産業、環境などのそれぞれの分野の取組を一体的に進めるとともに、食育の担い手が実践する取組を支援します。

また、食育を総合的な市民運動とするために食育関係者相互の情報共有と連携を図ります。

3

食育推進のための目標指標

本計画の取組による成果や達成度を客観的に把握するため、目安となる数値目標を設定します。

第3次食育推進計画の指標

基本方針	項目	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
健全な「身体」を育む	朝食を毎日食べる小・中学生の割合	小学6年生 95.9%	100%に近づける
		中学3年生 95.8%	100%に近づける
	むし歯の無い子どもの割合（3歳児）	75.7%	80%
	バランスよく朝食を食べる幼児の割合（3歳児）	58.8%	65%
	朝食を食べる親の割合（3歳児の親）	—	95%
	野菜を1日2回以上食べている市民の割合	56.7%（H29）	60.0%
	食生活改善推進員活動への市民の参加者数（延）	1,455名	1,800名
	おとこの料理教室参加者数（実）	14名	15名
豊かな「心」を育む	学校給食の1人1日当たりの平均残渣量	8.2g	6.0g
	1校あたりの栄養教諭及び栄養職員の1年間の食育指導訪問平均回数	年間7.8回	年間8回
	「食育だより」等の発行（保育所・認定こども園）	年間9回	年間10回
	「食育だより」等の発行（小・中学校）	年間11.2回	年間11回
	「食育」に関心を持っている市民の割合	—	80.0%
元気な「地域」を育む	農産物利用を進めるための体験の回数	3回	3回
	水産教室の開催回数（主に小中高校生）	15回	15回
	グリーンツーリズム等の民泊利用数（実）	5,207人	5,000人
	学校給食の地場産物（五島市産品）利用量割合	67.6%	67.6%
	直売所の年間販売額	872,840千円	872,840千円
	カネミ油症の実態を知っている市民の割合	80.9%	100%
	食品の表示等を活用する市民の割合	—	40%

参考資料

五島市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、五島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五島市食育推進計画の実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する団体の代表者
- (2) 教育団体の代表者
- (3) 市職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が共に欠けたときは、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出等の要求)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録の作成)

第8条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉保健部国保健康政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(推進会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集すべき推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康推進員の項の次に次のように加える。

(次のよう略)

附 則（平成29年3月31日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

五島の農産物カレンダー



品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上中下											
アスパラガス												
中玉トマト												
ブロッコリー												
パプリカ												
レタス												
スナップエンドウ												
いんげん												
そらまめ												
ズッキーニ												
きゅうり												
ゴーヤ												
大根												
ばれいしょ												
かぼちゃ												
かんしょ												
高菜												
びわ												
いちご												
マンゴー												
メロン												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

旬の時期
 出荷可能時期

五島の魚介類 旬のカレンダー



品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上中下											
マダイ	■	■	■	■	■							
マアジ					■	■	■					
クロマグロ	■											■
太刀魚						■	■	■	■	■	■	
クエ(アラ)	■	■	■								■	■
ぶり	■	■	■									■
ヒラマサ						■	■	■	■			
サバ類	■	■	■								■	■
キビナゴ	■	■	■	■								■
メダイ					■	■	■	■	■	■		
かつお類							■	■	■	■	■	■
イサキ					■	■	■	■				
アカムツ	■	■	■	■								■
アマダイ				■	■	■	■	■	■			
レンコダイ			■	■	■	■	■	■				
イトヨリ	■	■	■							■	■	■
イシダイ				■	■	■	■					
カワハギ								■	■	■	■	■
サワラ	■	■	■	■	■							
ヒラメ	■	■	■								■	■
メジナ	■	■	■								■	■
カンパチ						■	■	■	■	■	■	■
イセエビ					■	■			■	■	■	
ウチワエビ										■	■	■
アオリイカ	■	■	■							■	■	■
ヤリイカ			■	■	■	■	■	■	■	■		
スルメイカ	■	■	■									■
マダコ					■	■	■	■	■	■		
アワビ					■	■	■					
サザエ						■	■	■	■	■		

■ 旬の時期



五島市食育推進計画



編集・発行 五島市 福祉保健部 国保健康政策課
住 所 〒853-0064 長崎県五島市三尾野一丁目7番1号
電 話 (0959) 74-5831
F A X (0959) 74-5832